

「台風接近」による気象警報発令時及び避難情報発令時の登下校について
(「戸石小学校 ガイドライン」令和2年9月改訂)

本校では、台風接近時の子どもたちの安全な登下校の確保のために、次の要領で年間を通して対応するようにしますので、御理解と御協力をお願いいたします。なお、子どもたちの生命を守ることが大前提ですので、しかるべき判断を各御家庭でされるようよろしくお願いいたします。

- 1 台風接近により、前日午前10時の気象情報で、翌日長崎市が暴風警戒域に含まれ市内全域にわたって被害が予想される場合や、通学時間帯に暴風警報・暴風特別警報が予測される場合は、長崎市教育委員会の判断で長崎市立小・中学校は一斉臨時休業や登校時刻の変更等となります。
- 2 1によらず台風接近で気象警報発令や避難情報発令があった場合は、原則として以下のようにします。
 - (1) 当日午前7時の時点で、長崎県南部に暴風警報・暴風特別警報が発令されているときや、東長崎地域に避難勧告・避難指示が発令されているときは、「自宅待機」とします。警報や避難情報が解除されているときは、「通常登校」とします。
 - (2) 当日午前10時の時点で、長崎県南部に暴風警報・暴風特別警報が発令されているときや、東長崎地域に避難勧告・避難指示が発令されているときは「臨時休業」とします。警報や避難情報が解除されたときは、10時30分までに登校し、3校時から授業となります。
 - (3) いずれの場合も、安心安全メールでお知らせをし、その内容が優先されます。登校の場合に保護者不在の場合は、家族から登校するよう連絡をお願いします。
- 3 児童登校後、警報や避難情報が発令されたり、発令の可能性があったりする場合は以下のようにします。
 - (1) 早めの地区別集団下校を行うか、学校に待機させ、安全が確認できた時点で集団下校を行います。その際は、安心安全メールでお知らせします。
 - (2) 早めに下校する場合の下校先を家族で話し合い、決めておいてください。
- 4 2、3の場合は、橘中学校区（橘中学校、橘小学校、本校）で協議して対応を決定いたします。